

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会

基本方針

急速に進む少子高齢化の進展、家族の絆や地域社会における人間関係の希薄化に伴い、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らしていける仕組みづくりがますます重要となっています。

特に地縁関係など、近隣住民との人間関係が薄れて行く中で地域での支え合い活動の推進や、年齢・障がいの有無に関係なく、交流できる地域での居場所づくりを進めていく必要があります。

橋本市社会福祉協議会では、平成 24 年 3 月に「地域福祉活動計画」を策定し、『みんなの「わ」でつくる橋本のくらしの幸せ』を基本理念として、住民一人ひとりが相互に協力し合い、社会福祉関係者や地縁組織・NPO・行政などと協働しながら、地域の課題解決に向けて取り組んできました。

さらに平成 29 年 2 月、市と社会福祉協議会がそれぞれの役割を明確にしたうえで、更に連携を強化し、一体的に取り組む計画として「第 2 次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。今後、市民のみなさまと連携・協働しながら各種事業に取り組んでまいります。

また、ボランティア活動や特定非営利活動法人の活動を支援するため、平成 26 年度から 3 年間、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理を受けて中間支援施設として機能するとともに、これまで培ってきたボランティアセンター事業の運営ノウハウと、人的ネットワークを活かしながら様々な事業を展開し、本市におけるボランティアの一元化に努めて参りました。引き続き平成 29 年度からも、市民公益活動に関する情報の収集や連携を強化しながら中核的な拠点を目指して活動を進めてまいります。

介護保険事業については、年々の介護保険制度の改正など中長期的に計画を立てることは難しい面もありますが、今年度も収入の確保と事業所運営の安定化を図りながら利用者に満足して貰えるサービスに努めてまいります。

さらに、平成 28 年度から改正介護保険法施行にともなう生活支援体制整備事業を市から受託し、「生活支援コーディネーター」として、住み慣れた地域で出来るだけ長く住み続けて行けるよう、今後地域での高齢者支援に積極的に取り組んでまいります。

以上の基本方針のもと、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりのために市内外の様々な方々の「知恵と力」の提供をいただきながら、「**ふだんのくらしのしあわせ**をみんなで作るまちづくり」に努めます。

I 法人組織の基盤強化

1. 組織運営

(1) 理事会

法人の業務執行に関する意思決定機関として、事業計画及び予算・事業報告及び決算のほか、定款変更や各種規程の見直しなど法人運営上の重要事項について審議して適正な経営、事業を進めるため理事会を開催いたします。

(2) 評議員会

法人の議決機関として、事業計画及び予算・事業報告及び決算のほか、定款変更や各種規程の見直しなど法人運営上の重要事項について審議、議決するため評議員会を開催いたします。

(3) 監査会

法人の監査機関として、業務全般の執行状況並びに経理・資産状況等について厳正に監査するために監査会を開催いたします。

2. 財政基盤

(1) 会費

社協協力金並びに賛助会費は、区長、自治会や個人会員及び企業、団体への協力が得られるように説明を行い、理解・協力を得て会員拡大に努めます。

(2) 善意銀行

善意銀行は、広く人々から善意の金品等の預託を受け入れ、地域福祉活動を行っている団体等に預託金を払い出し支援します。

(3) 共同募金

赤い羽根共同募金として、社会福祉を目的とする事業を幅広く支援し様々なニーズに応えられるよう募金運動を進めます。

- 区・自治会、市内小中学校、市内企業等へ募集を行い協力が得られるように努めます。
- 理事、監事、評議員、民生委員児童委員の協力を得て街頭募金に取り組みます。
- 募金額は、全国的に減少傾向ではありますが目標額への達成を目指します。

3. その他

(1) 日本赤十字社活動資金募集

住民への周知を図るため区長・自治会長の協力を得ながら活動資金募集に取り組みます。募金額は全国的に減少傾向にありますが、本会に示された目標額への達成を目指して取り組んでまいります。(平成29年5月から「社資」の名称が「活動資金」に変更となります。)

II 地域福祉事業

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) 社協講座事業

高齢者の健康と趣味の活動など生きがいをづくりをめざし、市内在住の60歳以上の方を対象に毎月1回の講座と8つのクラブ活動を行い、生涯学習・仲間づくりの場として開講します。

《基本講座》

■開催日・・・毎月第2水曜日（全12回）午後1時30分～午後3時

■場 所・・・橋本市教育文化会館 2階 大ホール

■募集人数・・・定員360名

月	講座テーマ	講師名
4	人生に無駄な事は何ひとつないのです	日陽山毘沙門天 天台宗 普光寺住職 池田智鏡 氏
5	一隅を照らす～自分の持ち場で一生懸命～	落語家・天台宗僧侶 露の団姫 氏
6	高齢者の消費者被害にあわないために	和歌山県消費生活センター（調整中）
7	わかりやすい日本の政治経済	元衆議院議員 大谷 啓 氏
8	笑い与健康	演芸家 若井ぼん 氏
9	豊かな人間関係をつくるための雑談力	放送作家 村瀬 健 氏
10	地域に伝わる歌言葉の伝承	奈良大学名誉教授 木村紀子 氏
11	人権学習について	和歌山県人権啓発センター（調整中）
12	おしゃれは心と体のビタミン剤	神戸芸術工科大学ファッションデザイン科教授 見寺貞子 氏
1	笑いでみんな元気！	落語家 桂あおば 氏
2	ロコモティブシンドローム 健康で長生き	和歌山県立医科大学付属病院 紀北分院（調整中）
3	前例がなければ作ればよい～トーク&コンサート～	声楽家 青野ひろみ 氏

《クラブ活動》

園芸クラブ	毎月第1火曜日	午後1時～午後3時（全11回）
書道クラブ	毎月第1火曜日	午後1時～午後3時（全11回）
カラオケクラブ	毎月第1火曜日	午後1時～午後3時（全11回）
絵手紙クラブ	毎月第1火曜日	午前10時～正午（全11回）
アレンジメントクラブ	毎月第1木曜日	午後1時～午後3時（全11回）
リズム体操クラブ	毎月第4月曜日	午後1時～午後3時（全11回）
健康体操クラブ	毎月第4木曜日	午後1時～午後3時（全11回）
音楽リハビリ	毎月第1金曜日	午後1時～午後3時（全11回）

(2) いきいきシニアリーダーカレッジ 橋本校 ※県社会福祉協議会受託事業

昨年に引き続き、高齢者がそのもてる力を十分に発揮し、「誰もが生きがいを持ち、健康で自立した生活をおくれる長寿社会づくり」のため、地域活動をリードする人材を養成し、高齢者の社会参加活動を促進するために開催します。

受講資格：県内に在住するおおむね60歳以上の地域活動に意欲のある方

開催期間：平成29年5月～平成30年2月

開催日時：毎月第2・4火曜日 午後1時30分～2時間程度

開催場所：橋本市保健福祉センター他

① ささえあいコース（定員40名）＜毎月第2火曜日＞

介護保険や健康、支えあい活動等について学びます。

月	内容
5	地域が高齢者に求めること～地域での役割について～
6	楽しんで仲間づくり～やさしいレクリエーション～
7	いきいき楽しく～音楽リハビリ～
8	緊急時の対応～とっさの時の心構え～
9	転ばないからだづくり（Ⅰ）
10	消費者被害にあわないために
11	認知症予防体験ゲーム
12	傾聴の心～人との接し方・コミュニケーションUP～
1	転ばないからだづくり（Ⅱ）
2	明るく生きるこつとツボ

- ② 紀北の魅力発見コース（定員 40 名）＜毎月第 4 火曜日＞
紀北地域の歴史や文化、特産品等について学びます。

月	内容
5	郷土に関わる著名人
6	地域特産品について（Ⅰ）
7	郷土について学ぼう
8	[実習] 郷土料理に挑戦してみよう（Ⅰ）
9	郷土の偉人を知ろう
10	[実習] 自然の中で体験しよう
11	[実習] 郷土料理に挑戦してみよう（Ⅱ）
12	地域特産品について（Ⅰ）
1	[実習] 郷土料理について挑戦してみよう（Ⅲ）
2	紀北地域の歴史を学ぼう

（3）福祉団体支援事業

各団体の意見を尊重し、任意団体として自主的・主体的な活動を支援するため事務局機能を担ってまいります。

- 団体名
- ① 橋本市老人クラブ連合会
 - ② 橋本市身体障害者連盟
 - ③ 橋本市障害児者父母の会
 - ④ 橋本市母子寡婦福祉連合会
 - ⑤ 橋本市ボランティアサークル連絡協議会
 - ⑥ 橋本市赤十字奉仕団

（4）社協福祉活動助成事業

上記の福祉団体等が実施する地域福祉活動に対する助成金を交付します。

（5）善意銀行払い出し事業

市民から寄せられた善意銀行の預託金を効果的に活用するため、福祉向上を目的に行う活動や事業を支援するため預託金を払い出し、市民福祉の増進に寄与します。

（6）救急医療情報キット事業（あんしんカプセル）

救急時や災害時の備えとして「救急医療情報キットあんしんカプセル」の配布を継続して行います。

「あんしんカプセル」は、緊急時の安心安全を確保するため、かかりつけ医、血液型、持病、服薬等の医療情報、緊急連絡先などを記入した用紙を専用の容器（カプセル）に

入れ、冷蔵庫に保管するものです。緊急の事態が起きた場合、当事者にかわり大切な「命の情報」を医療従事者や救急隊員等にお伝えします。

(7) エンディングノート「私の思いノート」

自身が死亡したときや、判断力・意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかったときにどうしてほしいか希望する内容をあらかじめノートに記入しておき、「いざという時」にあなたの大切な人へあなたの「思い」を伝えるエンディングノートを、平成 28 年度から希望者に配布していますが、大変好評のため継続します。

老いの支度として、最後まで自分らしく生き、残された家族が困らないよう元気なうちに準備をしておく「終活」のためのノートで、内容は、「私のこと」や「私のお付き合い」「こどもの頃のこと」など自分の振り返りや、これから起こるかも知れないことへの備えとして「入院や介護が必要になったとき」や「葬儀のとき」など、家族にどうしてほしいかなどについて書き込めるようになっています。

(8) 生活支援体制整備事業 ※橋本市受託事業

平成 27 年 4 月介護保険法の改正にともない「介護予防・日常生活支援事業（新しい総合事業）」が導入されています。要支援者の多様なニーズ、要支援者の能力を最大限に活かしつつ多様なサービスを提供する仕組みで、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施します。

当協議会は、「生活支援コーディネーター」として、地域での高齢者支援のための体制づくり、日常生活の支援について地域住民の方とともに取り組んでまいります。

(9) 社会福祉協議会会長表彰

社会福祉の推進に多年にわたり功労のあった方々を表彰し、その功績と労苦にむくいるとともに、社会福祉の増進に資する。

＊橋本市長表彰

＊橋本市社会福祉協議会会長表彰

2. 広報・啓発活動

(1) 広報紙の発行

市民への情報提供は、福祉事業を進めるには極めて重要であることから社会福祉協議会の事業内容の紹介と福祉活動への参加していただくための媒体とし、毎月 1 回広報紙「社協だより『なごみ』」を発行します。また、ホームページの充実にも努めます。

- ① 社協だより『なごみ』の発行（全12回）
- ② 社協ホームページ（随時更新）<http://hashimoto-syakyo.jp>
- ③ 声の広報（全12回）

※声の広報は、視覚障がい者の方の情報確保として、ボランティアグループ 朗読グループ
テープはしもとに協力いただき「社協だより」「広報はしもと」「議会だより」「病院だより」
をカセットテープに吹き込んでいただき、ダビングしたカセットテープを利用者に届けて
います。

（２）社協まつり「社協映画祭」

社協活動の理解と啓発・PRのため、日本赤十字社と共催して映画祭を開催します。
今年度は、5月に『海賊とよばれた男』の上映を予定しています。

3. 福祉教育の推進

小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉教育のための学習機会を提供することで福祉に
関心・興味を持ってもらい、体験や障がい者との交流活動を通して福祉の心を育てるため
に行います。

① 福祉協力校モデル指定校事業（指定校3校）

市内小・中学校から単年度指定校として3校に助成金を交付し、学校の特色を活かした
福祉学習や体験事業等を行います。

② キャップハンディ体験事業

本会職員が指導者となり、児童・生徒に様々な用具を装着させ、高齢者・障がい者の
立場にたち、自分たちや学校としてできることは何かを考えるための体験事業を 行
います。

③ 障がい者理解のための学習・講話

橋本市聴覚障害者協会・橋本市身体障害者連盟視覚部会の各会員に協力いただき、講
師として自身の体験や生い立ち・生活状況のお話をしていただくとともに、ゲーム等
を用いた体験学習を行います。

④ 点字教室

ボランティアサークル『点字サークルてんとう虫』に協力いただき、初心者向けの点
字体験を行います。

Ⅲ ボランティア・市民活動の推進

社協ボランティアセンター事業の運営とともに、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者としてこれまで培ってきたノウハウと人的ネットワークを活かしながら、様々な事業を展開してまいります。

市民活動サポートセンターは、市民が連携しながら自主的な活動を行う公益活動の総合的な拠点です。市民公益活動に関する情報の収集と団体同士の情報の共有化や連携を図ることで、協働しながらこれらの活動を支援してまいります。

(1) 橋本市市民活動サポートセンター事業

① 利用登録団体の加入促進

現在 131 団体に利用登録していただいておりますが、さらに P R 等を行い利用者の拡大に努めます。

② 市民公益活動に係る情報や資料の収集及び提供

ア) サポートセンター情報の提供（情報紙の発行）（年 6 回）

当協議会が発行している「社協だより『なごみ』」（年 1 2 回発行・全戸配布）にサポートセンター主催事業についての情報を掲載するとともに、利用登録団体の情報や助成金情報等を掲載し広く市民に情報を提供します。

イ) ホームページの運営

サポートセンターの情報発信、P R 等、市民公益活動のより活発的な活動支援を行う情報媒体の一つとして積極的に取り組みます。

- 新着情報（サポートセンター及び登録団体、市民公益活動等に関する最新情報）
- 施設紹介（サポートセンターの所在地、連絡先、アクセス、機能紹介等）
- 施設利用案内（施設を利用するにあたっての利用料金のお知らせ等）
- 登録団体一覧（各利用登録団体の紹介）
- イベントカレンダー（サポートセンター主催事業等のお知らせ）
- N P O 設立に向けて（N P O の立ち上げや運営等の定例の相談日時のお知らせ等）

③ 市民活動等に係る相談事業

ア) 市民活動等に関する相談

随時（窓口相談、電話相談、メールによる相談）

イ) N P O 相談会

毎月第 2 ・ 4 水曜日 午前 1 0 時～午後 4 時 要予約

④ 市民公益活動の活性化等の促進および人材育成事業

- ア) 育成・啓発講座（年4回開催）
- イ) ボランティア活動保険の加入手続き

⑤ 市民活動を行う団体等の交流の機会に関する事業

- ア) おはなしサロン（年4回実施）

様々な分野で活動されているNPO、ボランティア、または活動に興味がある人を対象に交流を深め、お互いの情報収集のための機会を提供するとともにサポートセンターの利用促進を行います。

- イ) 『ボランティア体験フェア』への参加(年1回実施)

新たにサポートセンター登録団体への参加呼びかけを積極的に行い、それぞれの活動内容の紹介や啓発を通じて広く市民に理解していただき、活動の推進・普及に繋げるとともに、ボランティア・市民活動団体同士の更なる連携強化へと進めていきます。

⑥ 活動拠点としての施設利用の充実および促進

- ア) フリースペース

利用登録者（団体）が、市民公益活動に関する打ち合せや話し合いスペースとして利用しやすいよう、机・椅子・パーテーション等は常に清潔にするとともに、安心して利用できるようマネージメントを行います。

- イ) レターケース

利用登録者（団体）が、団体間の情報交換や連絡に無料で利用できる機能の充実に努めます。

- ウ) ワークスペース（印刷室）

利用登録者（団体）が、市民活動に関するチラシや会報等の印刷、ポスターやイベント幕等の拡大印刷等に利用いただけるよう支援します。

- エ) 掲示板・リーフレットスペース

利用者登録者（団体）による市民公益活動に関する掲示物や、行政機関、民間等からの市民活動に関する掲示物および助成金情報等を分類掲示し、市民活動支援としての情報スペースの充実に努めます。

- オ) ロッカー

利用登録者（団体）が、サポートセンターで行う活動に必要な資料や事務用品及び消耗品等の保管を行い、安心して利用いただけるよう支援を行います。

(2) ボランティアセンター事業

① 育成・体験講座

ボランティア活動に関心をもってもらうためのキッカケづくりとして体験講座や育成講座を開催します。

ア) 夏のボランティア体験事業（7～8月）

ボランティア活動へつながるきっかけづくりの場の提供として、7～8月の夏休みや休暇が取りやすい時期に、橋本市内で活動しているボランティアグループや地域ふれあいサロン、団体、施設等にボランティア受け入れ協力や要請を行い、体験機会の提供を行います。

イ) ボランティア体験フェア

当協議会と橋本市ボランティアサークル連絡協議会との共催により、「ふれて・学んで・楽しんで」をテーマに、市民の方々へボランティア活動の普及・啓発を行います。さらにボランティア活動への参加の機会を行い参加サークル同士の交流・連携を図ります。

② 災害時対応の整備

地域福祉の視点から災害時を想定した福祉救援活動体制づくりに取り組みます。特に、大規模災害を想定した『災害ボランティアセンターの設置・運営訓練』を橋本・伊都地域の社会福祉協議会の連携のもとに行います。

ア) 災害ボランティアセンター設置マニュアル作成

イ) 災害ボランティアセンター設置訓練（橋本市）

ウ) 防災・災害訓練への参加

③ 交流事業

一人暮らし高齢者と市内小・中学校の児童・生徒との交流のため、小・中学生に「暑中見舞いはがき」と「年賀状」を書いて貰い、市の災害時要援護者登録制度に登録された高齢者宛にお届けします。

④ ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動を安心して行っていただくため、加入促進に努めます。

IV 福祉サービス事業

(1) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い日常生活を支援します。判断能力が低下しても、日常生活が過ごせるよう本人の意思を尊重しながら、その人らしい暮らしを応援していきます。

- ・福祉サービス援助事業・・・※ 県社会福祉協議会受託事業
- ・成年後見法人後見事業・・・福祉サービス利用援助事業を利用している人で、判断能力を欠く状態になり「市長により成年後見の申し立てを行う場合」に家庭裁判所の審判を経て、橋本市社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上監護や財産管理を行います。

(2) 生活福祉資金貸付事業 ※県社会福祉協議会受託事業

収入が少なく必要な資金の融資が他から受けることが困難な世帯に、必要最小限の資金を貸し付けます。また生活問題解決の視点で相談支援も行い、世帯の自立を支援します。

- <資金の種類>
- ①総合支援資金
 - ②福祉資金
 - ③教育支援資金
 - ④不動産担保型生活資金

(3) 総合相談事業

① 福祉なんでも相談

福祉・介護・生活課題などの悩みがある方や、その家族のさまざまな相談に応じます。地域の身近な相談窓口としてご近所の協力を得たり、制度・サービスを活用して課題解決する方法を一緒に考えます。また、悩みごとを抱えたご本人またはその家族と、各種専門機関との間をコーディネートします。

■相談日時 毎日（土・日・祝日・年始年末は休み）午後1時～4時

② 心配ごと相談所

福祉に関すること、市民の身近な生活問題の解決に向けて助言を行うとともに行政や専門機関への橋渡し等を行います。

■第1・第3月曜日 午後1時～4時 橋本市保健福祉センター2階会議室

■第1金曜日 午後1時～4時 高野口地区公民館1階相談室

※相談員は民生委員児童委員および篤志奉仕者の8名

③ まちの法律家なんでも相談（新規）

相続、遺言書の作成や手続き、成年後見制度等について無料で相談（行政書士）を行います。電話相談も可能。

■相談日時 毎月第3木曜日 午後1時～4時 橋本市保健福祉センター2階会議室

（4）自家用有償旅客運送（福祉有償運送）

他の交通手段では、外出困難な障がい者への通院等の支援を行います。

（5）福祉器具等貸出事業

① 車椅子送迎車貸出事業（リフトくん）

他の交通手段では外出困難な身体障がい者や要介護高齢者等の外出援助を行うため、車椅子対応のワゴン車（普通車）を貸出します。

さらに平成29年度から助手席昇降シート車（普通車）と車いす移動車・スローパー（軽自動車）を新たに導入し市民の利便に供します。

② 車椅子貸出事業

歩行困難な高齢者・身体障がい者等の方々へ、日常生活を支援するために貸出をします。（利用者増加の為 増車します。）

V 在宅福祉サービス事業

介護サービスと障害福祉サービスの事業所として、利用者本位のサービス提供に心掛けるとともに、サービスの質向上に取り組めます。また、事業の安定化と信頼性を高めるため、職員の機動性の向上や専門知識の向上に取り組めます。

(1) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

介護保険の認定を受けた利用者に対して、在宅生活を支援するためホームヘルパーによる食事や入浴、排泄等の身体介護と生活援助のサービス提供に努めます。

(2) 居宅介護支援事業（ケアプラン）

要介護認定の受けた高齢者に適切なケアプランを立て、自立した生活を支援することに努めます。

(3) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、居宅において自立した生活を営むことができるよう身体介護、家事援助サービスを提供します。